

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 庭園部会(第26回)

日 時：令和3年7月17日(土) 13:30～14:30

場 所：西之丸会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事 令和3年度の修復整備について <資料1>
令和4年度の修復整備・発掘調査について <資料2>
余芳の移築再建について <資料3>

4 その他

5 閉会

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 庭園部会（第26回）出席者名簿

日 時：令和3年7月17日（土）13:30～14:30

場 所：西之丸会議室

（敬称略）

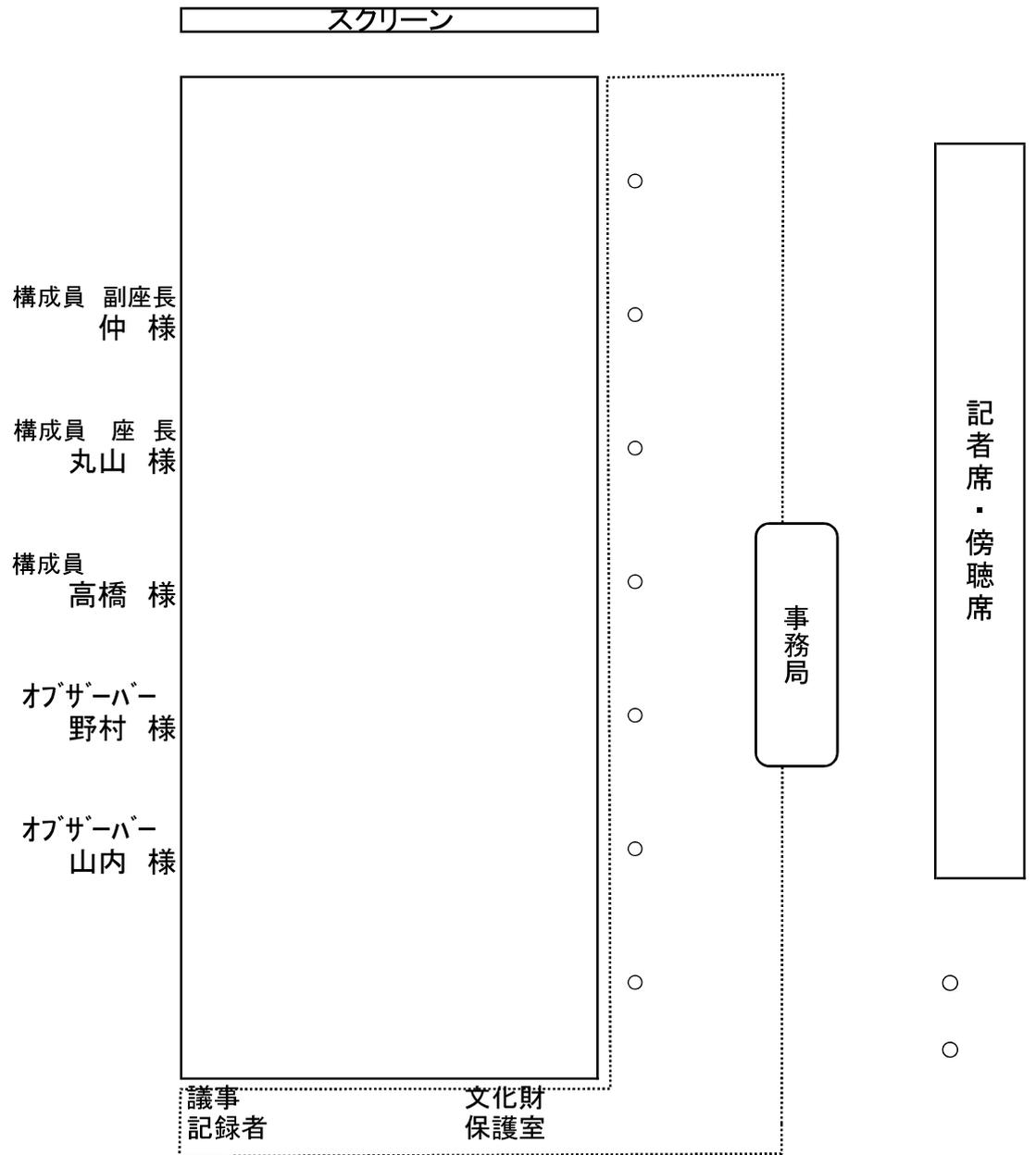
■ 構成員

氏 名	所 属	備 考
丸山 宏	名城大学名誉教授	座長
仲 隆裕	京都芸術大学教授	副座長
栗野 隆	東京農業大学教授	（リモート）
高橋 知奈津	奈良文化財研究所研究員	

■ オブザーバー

氏 名	所 属	備 考
野村 勘治	有限会社野村庭園研究所	
平澤 毅	文化庁文化財第二課主任文化財調査官	（リモート）
山内 良祐	愛知県県民文化局文化部文化芸術課 文化財室	

庭園部会(第26回) 座席表

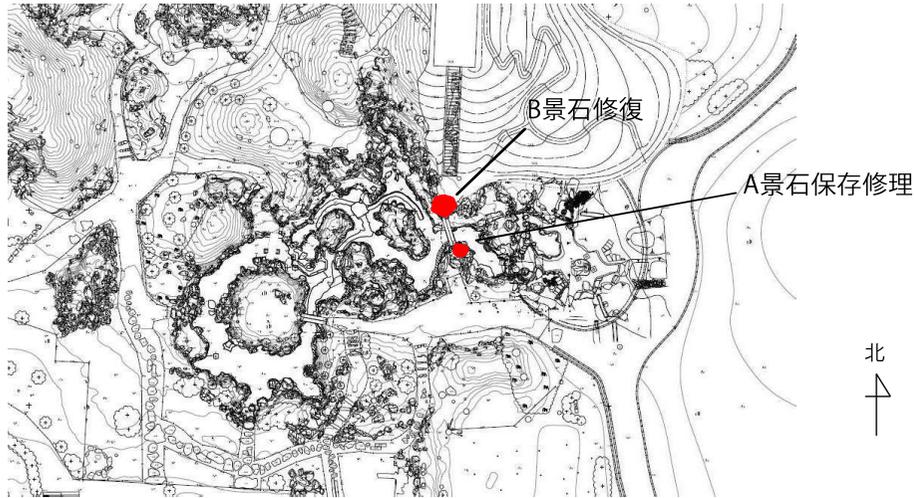


(リモート参加) 構成員 栗野 様
オブザーバー 平澤 様

令和3年度(2021)の二之丸庭園の修復整備について

はじめに

二之丸庭園の北園池は、護岸及び水面の復元に向けて工法や工程を検討しているところであるが、一部で石組が不安定化し崩壊の恐れがある箇所について、取り急ぎ先行して修復を行い安全性を確保する。



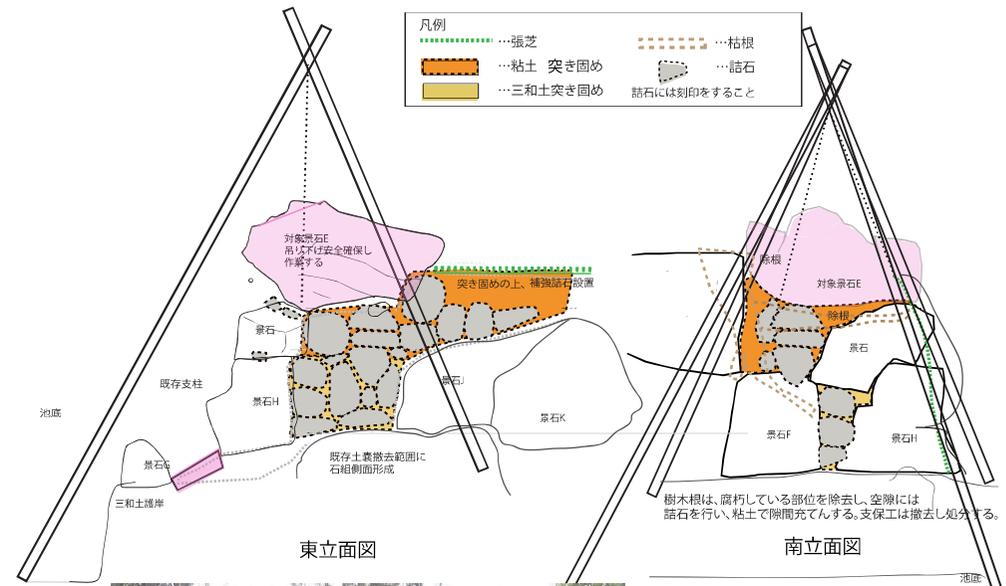
A景石保存修理

石橋南側で橋を支持する石に大きな亀裂が確認される。その亀裂に無機系セメントモルタルでの接着と、意匠復元を行う。



B景石修復

石橋の北東にある石組は、樹木が入り込んでいたため平成26年(2015)に伐採したが、残った根の腐食が進み空隙が生じ、不安定な状態になっている。そのため、四又で支保工を組み、上部の景石を支えた状態で根を除去し、隙間に詰石を入れ、それ以外は締まりの良い土で突き固め、景石を安定化させる。東側の立面には岬状の橋の安定化を考慮し、城内に保管されている古石材で石組を行う。

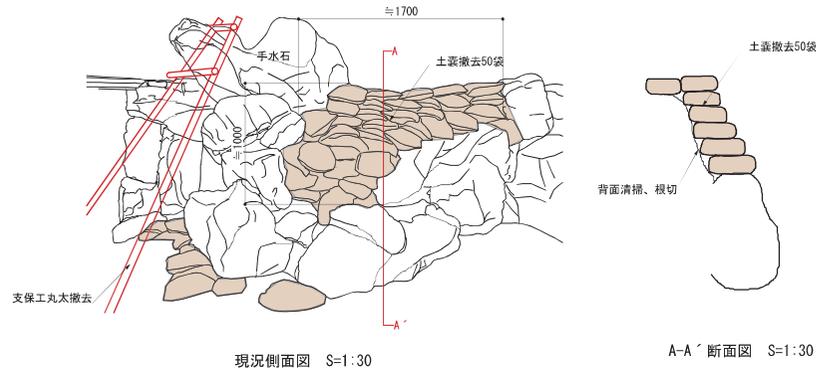
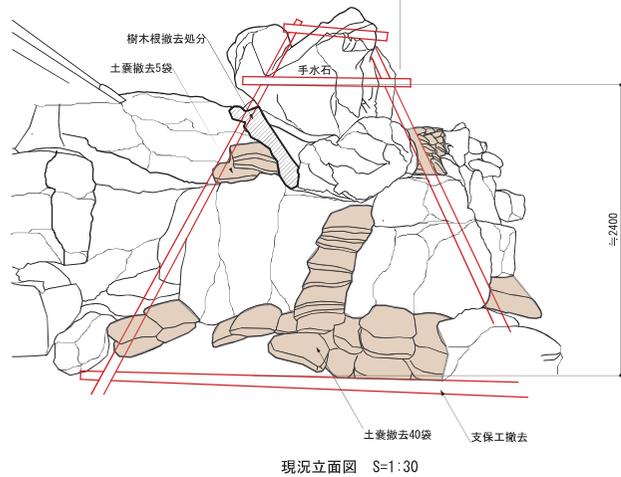
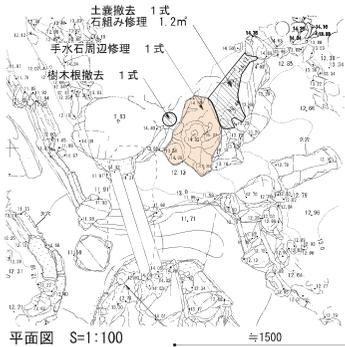


南面の樹木根の状況

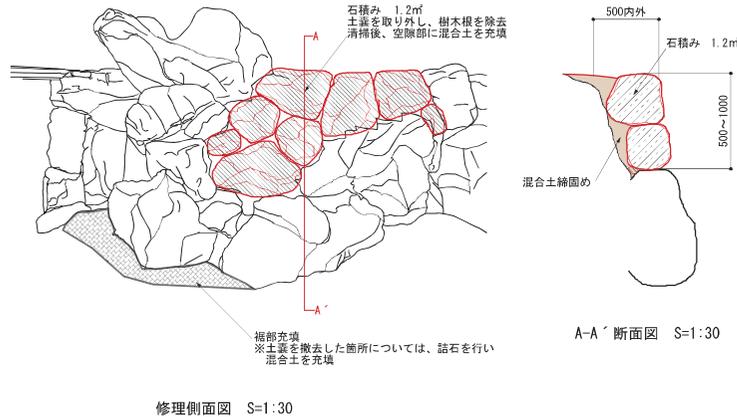
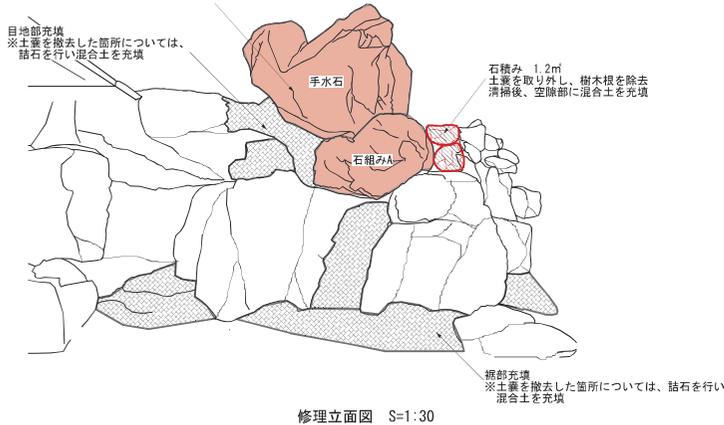
対象景石

東側面の空隙状況

1-1) 手水石周辺修理



手水石及び石組みAを田又で固定し、隙間の樹木根を全て取り外す。樹木根を除去後に石組みAが下落する恐れがあるため、詰石を入れ、混合土を充填する。



1-1) 手水石周辺修理

■修理概要

手水鉢と石組の間に除去した樹木根が残存しており、将来的に根が腐食することで上部の手水石が傾倒する危険性が高い。また、現状側面においては、土葺で保護しているが手水石の下が空洞化しており、浸食が進み、傾倒する恐れが非常に高く、周辺の地形や景観から石組みが施されていた可能性があることから復元を行う計画である。

■修理手法

- ・田又にて手水石及び下部の根が脱落しないように固定し、既存の支保丸太と土葺を全て取り外し撤去する。
- ・石の間に侵食している樹木根は全て除去する。
- ・樹木根を除去すると手水鉢の高さがかなり石組が下がる恐れがあるため、下段の石との間にできた隙間に詰石を充填する。
- ・側面（東面）部は周辺状況から石組みが施されていたことが想定できるため、既設の土葺を取り外し、侵食している樹木根を全て除去し石組みを復元する。
- ・手水石下の空隙部には手水石が下しないように詰石を入れながら混合土を充填する。
- ・裾部、目地部の土葺は全て取り外し、清掃する。空隙部には混合土を充填し補強する。

※新搬導入石材には刻印を施すこと。
※混合土については鋼土や粘土に陳や樹脂材又は石灰等を混合したサンプルを作成し、強度試験、ひび割れ状況などを確認後に材料を決定すること。

■修理項目

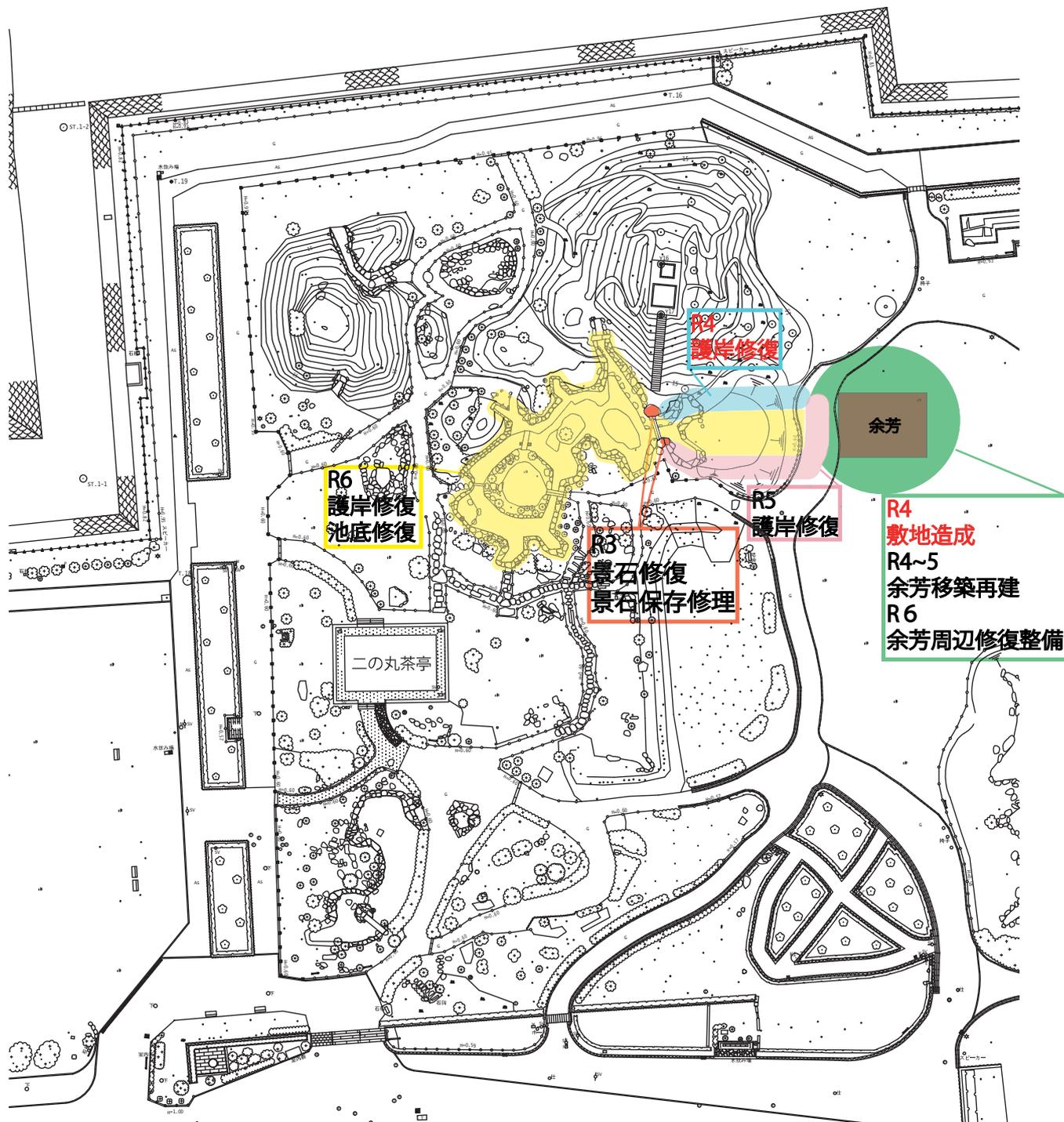
支保工取り外し処分、既設土葺取り外し処分、除根処分、清掃、石積み工、間詰石充填、混合土（樹脂材又は砂利混じり石灰等）充填、橋内小連盛など

工事名	令和3年度 名勝名古屋城二之丸庭園修復整備工事		
工事場所	名古屋市中区二の丸 名古屋城内		
図面名	修理詳細図-1	縮尺	図示
令和3年 3月	34枚ノ内 2号		
名古屋市観光文化交流局 名古屋城総合事務所			

令和4年度(2022)の二之丸庭園の修復整備について



【年次計画図】



令和2年度（第8次）発掘調査成果

○調査目的

二之丸庭園における文政期の庭園内部と外縁部の境界である堀跡確認および二之丸庭園東部の近世遺構の残存状況の確認を目的に行った。

○概要

基本的な層序は、表土—昭和の造成時の盛土層—近代の包含層—近世の包含層である。特に近世の庭園遺構について成果のあった調査区⑦・⑩～⑬について報告する。その他の調査区では、陸軍期の兵舎関連遺構や昭和の造成時の改変により、近世の庭園遺構を明確に捉えることができなかった。

調査区⑦

調査区西側で近代以降の盛土を撤去すると三和土と土管が検出された(図2)。土管は三和土の下層に位置し、三和土は土管よりも新しい時期に施工されたものであることが分かった。

調査区の西側および東側で暗渠の蓋を検出した(図3・4)。西側および東側の両暗渠の掘り方は、土管の掘り込みや土坑・暗渠の埋土により、調査区内では確認できなかった。調査区内で確認した暗渠は、現在露出展示されている暗渠(図1)と一直線上にあり、一連のものと思われる。露出展示されている暗渠より50cmほど低いいため、堀に向かって傾斜する排水用のものと考えられる。

調査区⑩

近世の礎石(または東石)を確認した(図5・6)。絵図から推測すると薬医門北側の建物の一部である可能性が高い。よって、同様に絵図からの推測であるが、薬医門はこの調査区より南側かつ露出展示の溝より北側と考えられる。

調査区⑪

堀の礎石と堀に伴う雨落ち溝(図7)や玉石集石遺構(図8)を検出した。堀跡は第2次調査の権現山東調査区(図1)でも確認されており、今回検出したのはその延長である。調査区南部では石列と土坑を検出した(図9・10)。土坑は権現山東調査区で検出された石組遺構北側の巨石列の抜き取り痕、石列は石組遺構南側の石列の延長と考えられる。

調査区⑫

地表面から20cmほどの深さで、近世の礎石(または東石)を確認した(図11)。第6次調査で前庭を調査した際に御殿の礎石ではないかと判断された石(図12)と形状や標高が類似するため、二之丸御殿に関連する建物の一部であると思われる。石は近世盛土面を掘り込んだ形跡は見られず、盛土上面に据えられたようである。

調査区中央では東西方向に三和土が貼られていることが判明した。三和土は近世盛土面から掘り込まれており、石より下層にある。層序を整理すると、まず盛土を施し、盛土を切るように三和土を入れ、その後に石を据えたという構築順序であることが分かる。

調査区⑬

二之丸庭園東部の近世遺構の残存状況確認を目的とした。近代以降の土管や柵が調査区のほとんどを占め、明確な庭園遺構は確認できなかった(図13)。一部深掘りした箇所では、ロクロ土師器が出土した。かく乱土からの出土ではあるが、延段の破片や施釉瓦、敷瓦等の庭園に関連する遺物も出土した。施釉瓦や敷瓦は寛永期の庭園に関する遺物の可能性がある。

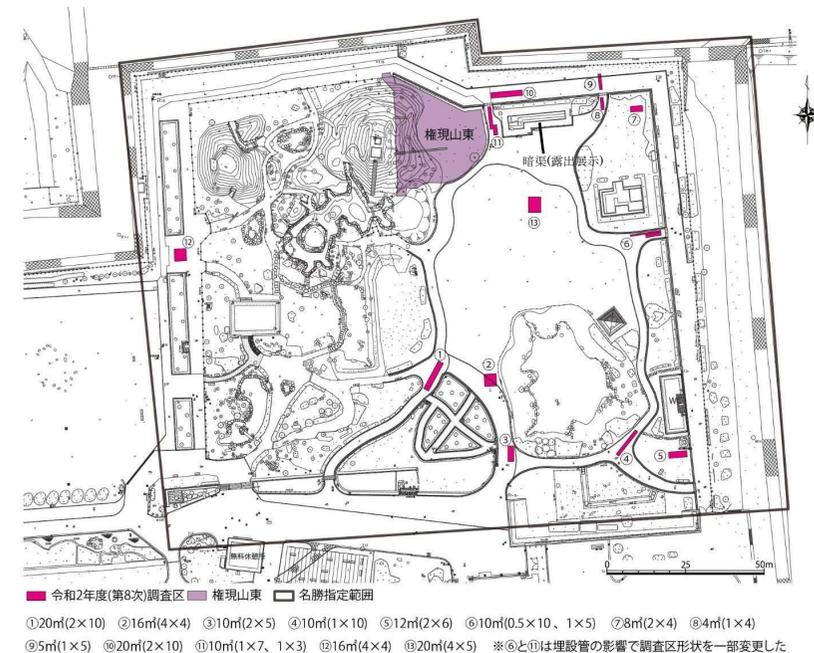


図1 二之丸庭園第8次発掘調査位置

調査区⑦



図2 T-7 全景(東から)



図3 東側暗渠(東から)



図4 西側暗渠(西から)

調査区⑩



図5 T-10 全景(西から)



図6 礎石拡大(北から)

調査区⑪

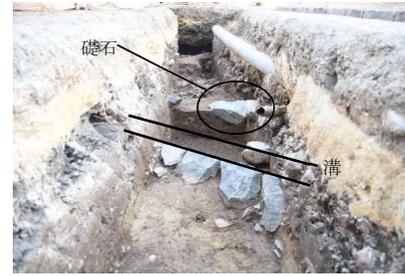


図7 溝・礎石(北から)



図8 玉石集石遺構(北から)



図9 石列(北から)



図10 石列・土坑(南から)

調査区⑫

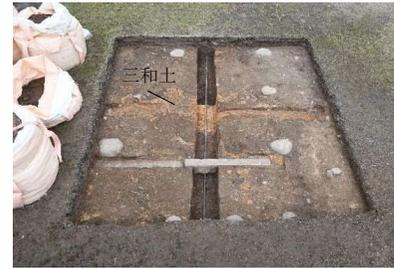


図11 T-12 全景(南から)



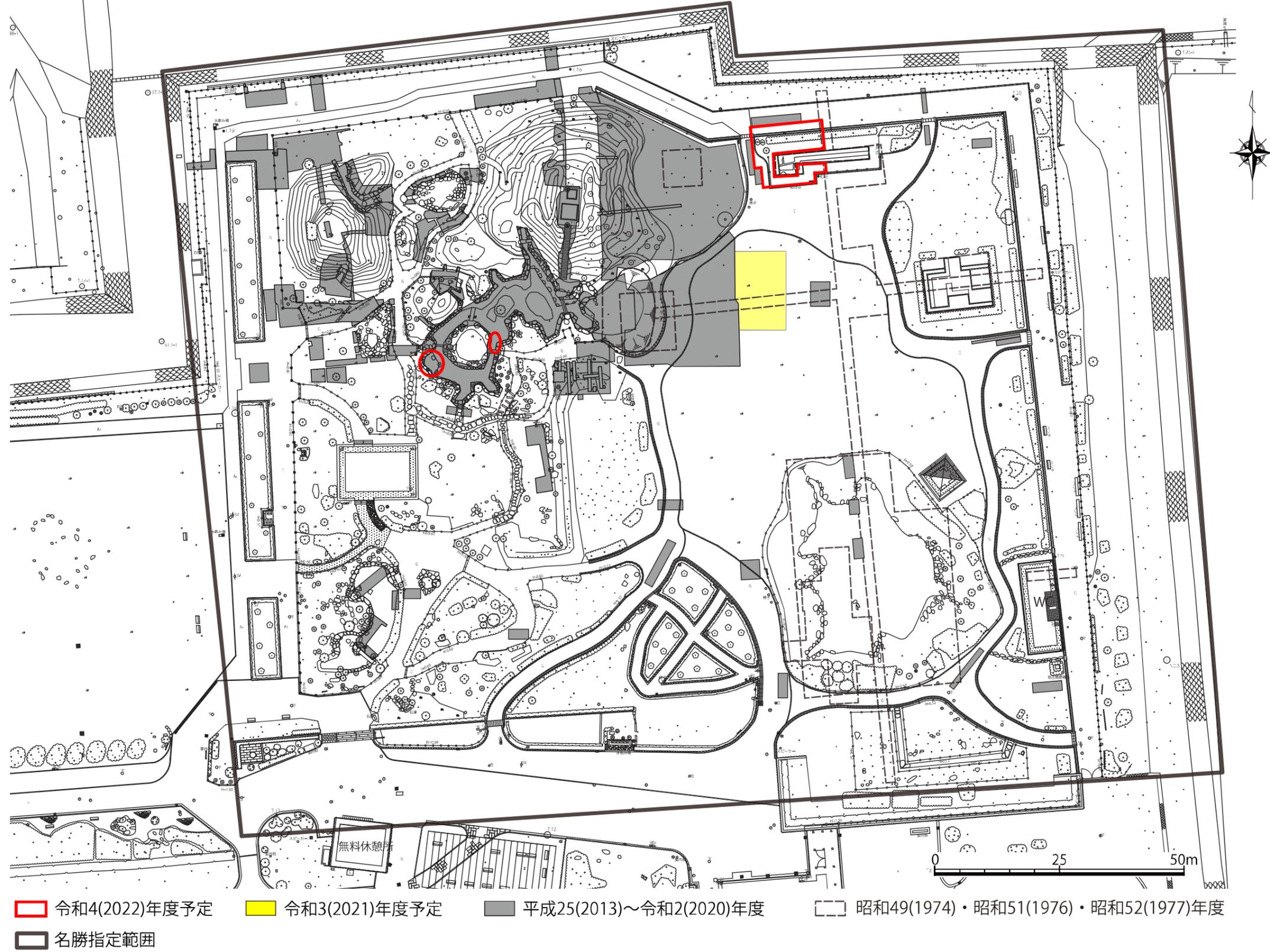
図12 前庭調査(第6次調査)で確認された石(西から)
『名勝名古屋城二之丸庭園発掘調査報告書 第4次～第6次』(2020)写真図版6 写真11

調査区⑬



図13 全景(南から)

令和4(2022)年度第10次発掘調査位置(案)



令和4年度（第10次）発掘調査（案）

○調査目的

・暗渠周辺

令和2年度（第8次）の調査区⑩・⑪で検出した遺構と現在露出展示されている暗渠との間の遺構残存状況の確認。

薬医門の遺構や調査区⑪で検出した塀跡や玉石集石遺構の延長を確認できる可能性がある。



南から



北から

・北池

三和土護岸の背面構造の確認と池底下の状況確認。

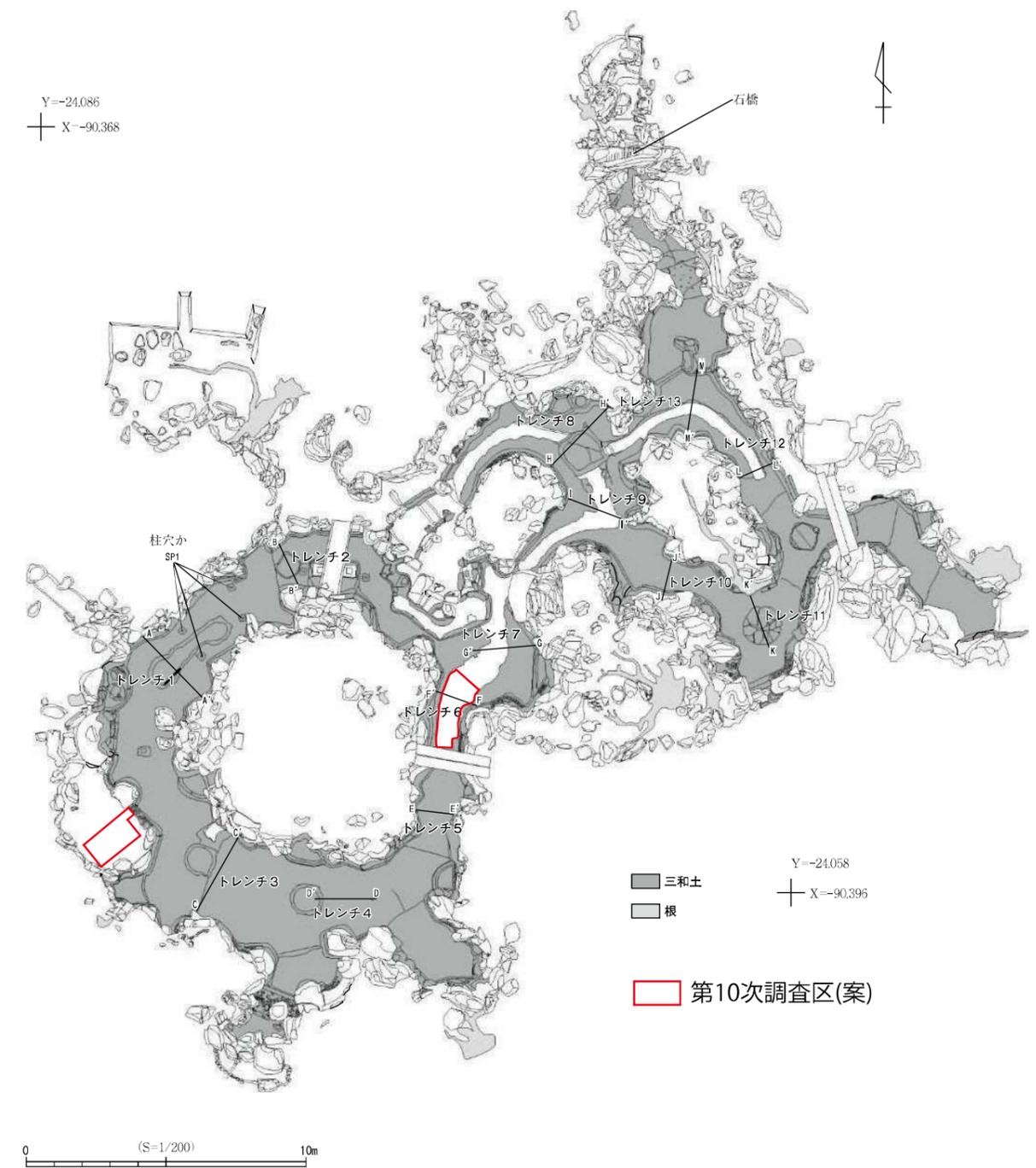
三和土の構築方法や年代検討の手掛かりとする。



北西から



北東から



北園池 遺構平面

余芳の移築再建計画(概要)案について

1. 余芳の概要

(1) 文化財指定の状況

- ・二之丸庭園の北池周辺に複数配置された茶亭（御茶屋）の一つ。
 - ・文政年間（1818～30）頃、10代藩主斉朝（なりとも）による二之丸庭園改造時に設置されたと推定。
 - ・北園池の東側に位置したことが「御城御庭絵図」等の絵図から確認される。
 - ・明治維新後、二之丸庭園内の建造物はすべて破壊されており、民間に払い下げられた2棟の茶亭（御茶屋）だけが現存する。
- （「余芳」と「風信」のいずれも昭和48(1973)年名古屋市の有形文化財に指定）
- ・名古屋市指定文化財第35号（指定年月日：昭和48(1973)年10月15日）
 時代：江戸時代後期
 名称：余芳亭
 構造：木造平屋建、屋根葺瓦葺（さんかわらぶき）、数寄屋造
 指定理由：名古屋城二之丸建造物はすべて廃絶している際、わずかに残る庭園内御茶屋の一つであって、多少後世の改変はあるが、貴重な遺構である。

(2) 余芳の沿革及び事業経緯

文政年間（1818～30）頃	10代藩主斉朝（なりとも）が二之丸庭園に建築
明治6～7（1873～4）年	陸軍が民間に売却し、部材状態で解体保管
明治25（1892）年	旧東区清水町（現東区白壁）に移築 ※水屋、板の間、玄関、東側に一間程度の建物を増築
昭和14（1939）年	都市計画道路の敷設により、敷地内で移築 ※東側の一間程度の建物を撤去、便所部分を増築
昭和48（1973）年10月	名古屋市指定有形文化財に指定
平成23（2011）年2月	所有者から名古屋市が寄付受納
平成23（2011）年2～3月	教育委員会文化財保護室・文化財調査委員会建造物部会による調査後、解体保管
平成23（2011）年7月	特別史跡名古屋跡全体整備検討委員会及び同庭園部会に調査結果を報告
平成25（2013）年3月	名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書に余芳を復元する方針を位置付け
平成27（2015）年3月	全体整備検討会議建造物部会にて整備方針を議論 ⇒水屋と縁側を無くし、江戸期の姿での復原案を提示
平成27（2015）年4月	全体整備検討会議にて整備方針を議論 ⇒水屋と縁側を無くし、江戸期の姿での復原案を確定
平成30年度	水屋部分を除く部材調査（仮組調査含む）
令和3年度	全体の部材調査（四畳半の仮組調査含む）

(3) 検討経過

「余芳」の移築再建に向けた検討は平成26年度に開始した。名古屋市教育委員会文化財保護室文化財調査委員会建造物部会による調査結果を元に、史資料調査の結果を加え、平成26年度に移築再建計画案を立案し、平成27(2015)年に御城御庭絵図に描かれている4畳半の姿で移築再建方針を確定した。

(4) 計画上の位置づけ

名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成25年3月）及び名勝名古屋城二之丸庭園整備計画（案）における基本方針に庭園の復元整備における要素として余芳の移築再建を位置づけている。

○名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成25年3月）

余芳を二之丸庭園の構成要素の一つとして位置づけ、史料にみる特徴と現況を明らかにした。保存管理方針では、余芳及びその周辺について、復元に際して調査が必要な項目及び整備に向けた検討課題を明記している。また、事業計画では、余芳を北御庭の重要な要素として、第1次（～平成30年3月）の修復整備範囲の優先項目対象として移築再建を目指している。

○名勝名古屋城二之丸庭園整備計画（案）

1 基本方針

○現存する庭園の修復整備

北御庭及び近代前庭（二之丸御殿北西跡）を中心とした現存する庭園を修復整備し、遺構の保存と空間性の回復を図る。修復に際しては、江戸期の作庭内容のみならず、明治期以降の造園内容にも十分配慮して行うものとする。

○地下遺構の保存と庭園の復元整備

二之丸庭園の地下に遺存する江戸期～明治期の庭園や二之丸御殿等の遺構について、遺存状態とその内容を発掘調査によって確認のうえ保存を図り、潜在化している庭園空間を地上に復元する。オリジナルが残っている「余芳」及び「風信」は原位置に移築再建し、周辺の庭園空間を復元する。

○近世の庭園と近代庭園の一体化

二之丸庭園は近世の大名庭園を基礎とするが、近代の仕事は将校集会所前庭のみならず北御庭の園路や北園池など近世に造営された範囲にも加えられている。それらの歴史的経緯を尊重しながら全体として一つの風致景観となるよう、現代に生きている回遊式庭園として再生する。

○庭園文化を感じられる活用の展開

尾張の庭園文化を体験し、理解を深められるような公開活用施設の整備を行う。「余芳」及び「風信」は、移築再建後の活用を検討し、史料から往時の利用方法をうかがえる植木屋及び霜傑周辺も積極的に活用する。また、公開活用においてはバリアフリーについても配慮する。

2 地割区分別基本方針

北御庭及び近代前庭（二之丸御殿北西跡）は、現存する遺構を修復することを基本とし、北御庭については、北園池東側や多春園等の価値が潜在している範囲の復元整備を行う。その他の区域については、全域において文政期を指標として二之丸庭園を復元整備する方針である。庭園の現状及び基本方針を踏まえ、各地割区分の空間に基づいた基本方針を以下の通り設定する。

●北御庭

基本方針：権現山と北園池を中心とした二之丸庭園の核心的空間としての回復

近世の造営当初から積み重ねられた意匠性や空間性が保存されている二之丸庭園の核心的な空間であり、平成25年度から継続して整備事業を進めている。「御城御庭絵図」に描かれた空間性を回復することを基本とし、今後も現存範囲の修復を進めるとともに、潜在化している庭園空間の復元整備を実施する。また、「余芳」及び「風信」の移築再建と周辺の復元整備を進める。

北御庭は範囲が広く特性の異なる空間が存在するため、北園池、余芳、風信、多春園、権現山栄螺山、築山群に分類して特徴と整備方針を記す。

〈余芳〉

北園池の東岸に位置する余芳を中心として造営された庭園の範囲である。余芳の北から東にかけては築山に景石を配し、南には縁を設けて立ち手水が置かれている。西側は北園池に面しており、汀に寄りつけるように飛石が打たれ、園池を景色として取り込むとともに、空間としても関係の深い造りとなっている。近代の陸軍兵舎建設によって攪乱を受けている。

復元整備の対象範囲であり、余芳を移築再建して周辺の露地庭と北園池に繋がる護岸部分を整備する。余芳は茅葺き屋根で外観としても庭園の景色となることから、添景のひとつとして捉えるとともに、余芳からの北園池や権現山に向けた眺望、園池との関係を考慮した動線を回復する。

名勝名古屋城二之丸庭園整備計画（案）より抜粋

2. これまでの調査結果

(1) 移築前の現地調査

○調査の経緯

平成22年（2010）11月 所有者から名古屋市に寄付申込書提出

調査期間 平成23年（2011）2月17日～平成23年（2011）3月25日

事務分担 解体・保管一名古屋城総合事務所

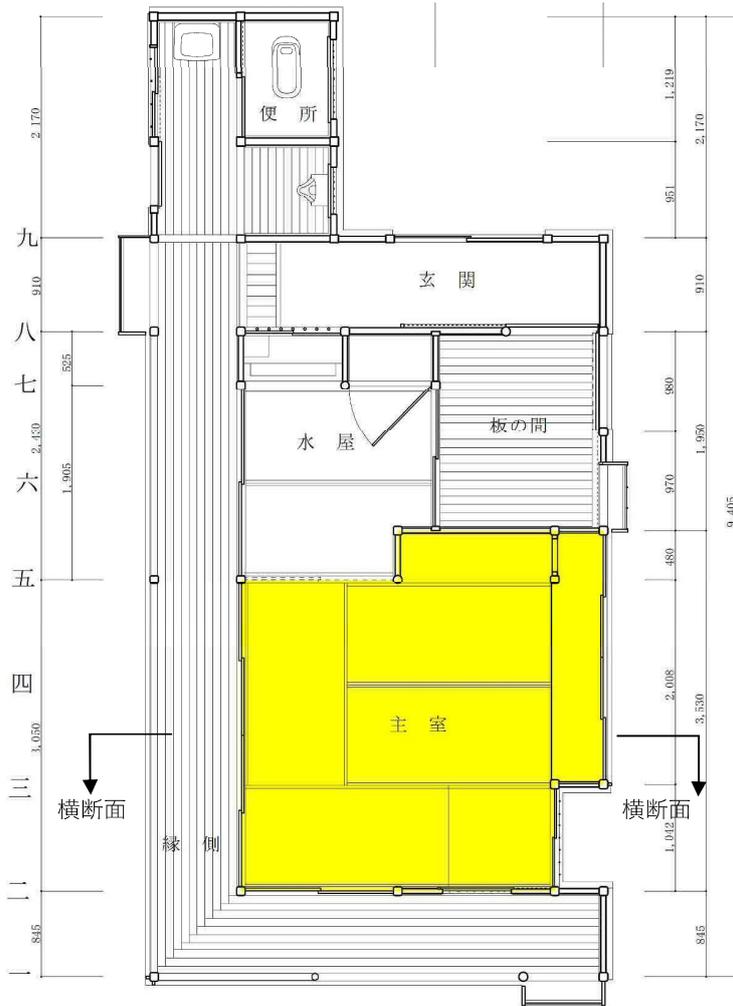
調査一教育委員会文化財保護室

○調査の目的と内容

- ・解体前の建物形状を正確に記録し、履歴・痕跡などの確認を行うこと。
- ・伝承されてきた「旧名古屋城二の丸庭園内に存していたこと及びその後の来歴・経過」について資料による確認を行うこと。
- ・旧名古屋城二の丸庭園内に存していた時期の建物形状を確認するための写真・文献等を調査すること。

○調査の結果新たに判ったこと

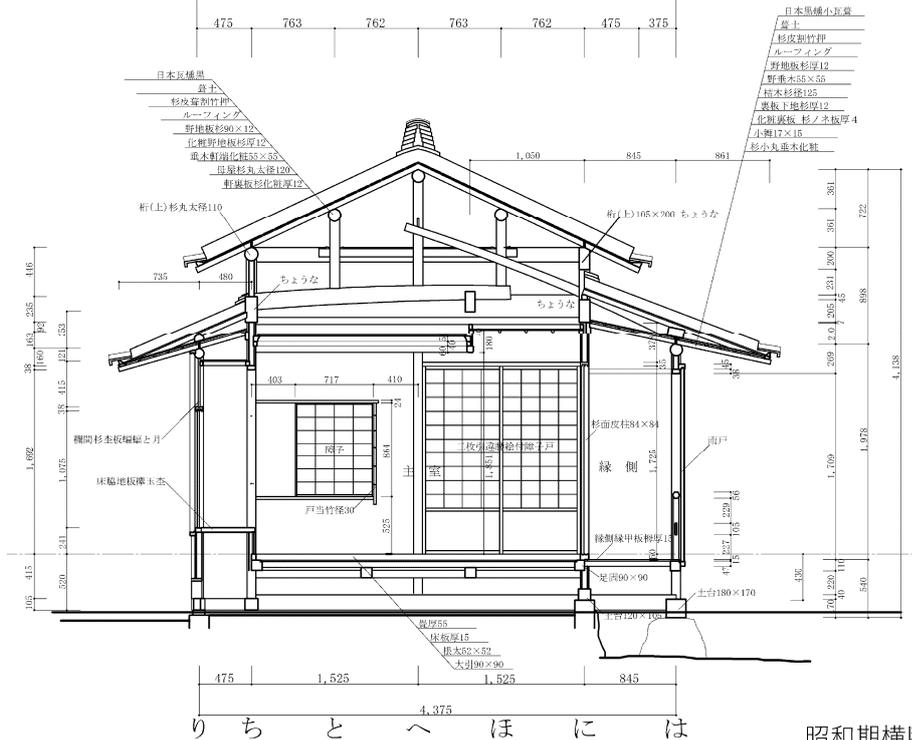
- ・所有者の大矢家は、明治6,7年頃に入札により当該建物を入手したと推定されること。
- ・落札後、西区兎玉町で保管されたのち旧東区清水町に移建（明治25年）され、その後都市計画道路の建設に伴い現地に移築された（昭和14年）と推定されること。
- ・明治期の移建時に、水屋、板の間、玄関及び東側に一間程度の建物が増築された。
- ・昭和の移築時に、東側の一間程度の建物が撤去され現在の便所部分が増築された。
- ・旧名古屋城二の丸庭園内に存した時期には、主室の鏡天井下部の畳2枚は貴人席状に上がり框をつけて一段高くされていたと推定されること。
- ・主室北面西側の下地窓は、南面東側壁部分から移された可能性があること。
- ・縁側の床の一部はすのこ状仕上げであったと推定されること。



江戸時代の余芳亭

昭和期平面図

は に ほ へ と ち り

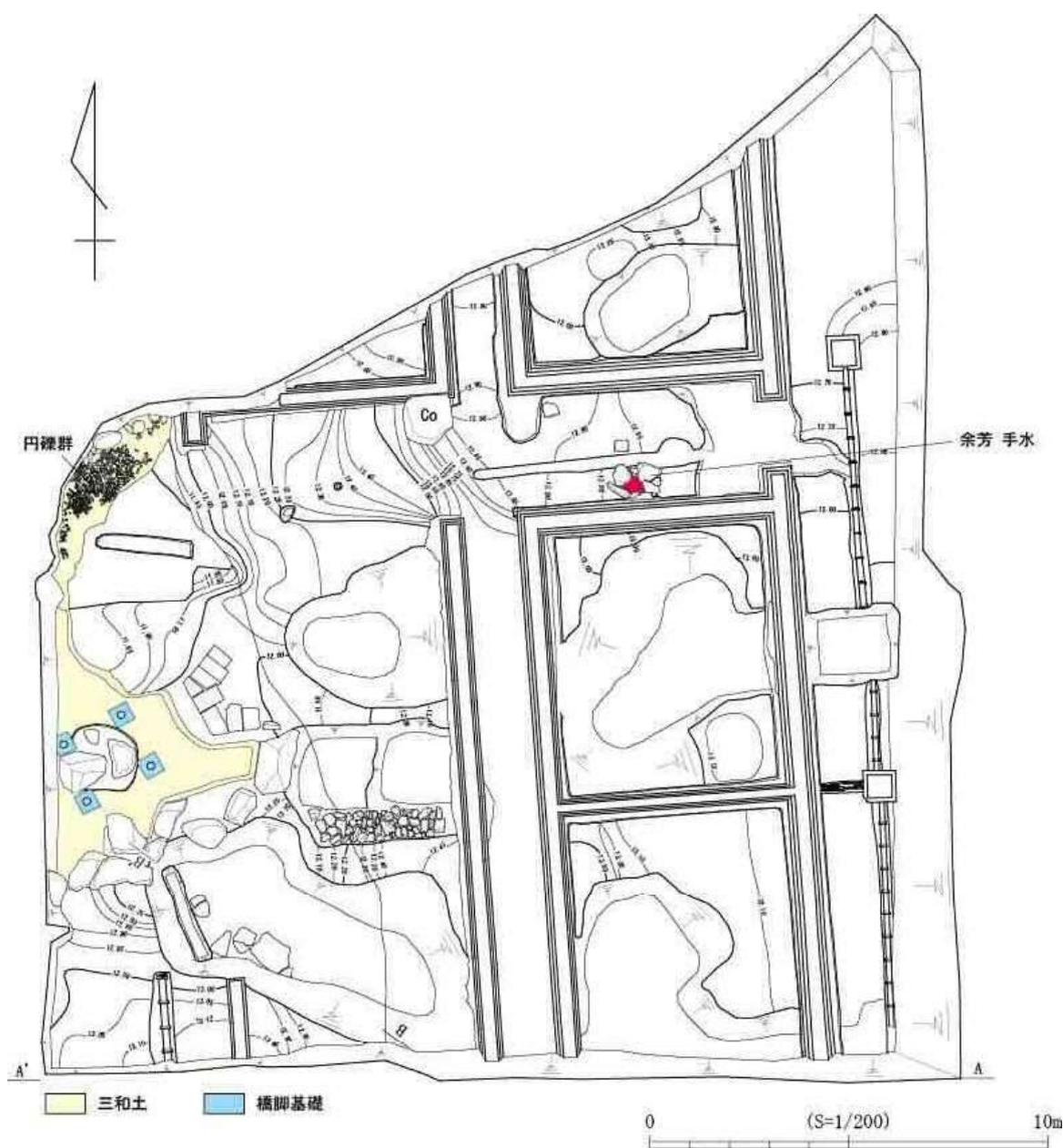


昭和期横断面図

(2) 移築先（二之丸庭園内）の発掘調査

平成27年度の発掘調査において、三和土と石を用いて鉢状に造られている構造物を確認した(標高12.95m)。南側の一部は兵舎基礎によって破壊されているが、概ね円形を呈すると思われる。内面は緩やかに内湾しており、内面全体に赤く着色された三和土を厚さ5mmほど塗り重ねている。

出土位置や装飾性から『御城御庭絵図』に描かれている余芳の手水と考えられる。余芳に関する遺構は、この手水のみで建物に関わる遺構は確認されていない。



遺構平面図



余芳 手水検出状況(北から)



余芳 手水検出状況(南から)



御城御庭絵図(余芳拡大)

手水

所蔵：名古屋市蓬左文庫

(3) 部材調査及び仮組調査

【H30年度】

「余芳」の江戸期の姿である四畳半の部分を対象に、当初構造を検討するため、部材調査・仮組調査を行った。

調査の結果、主室の柱、梁、桁、足固などの主たる構造の当初部材は、ほとんどが残存していることが判明した。また、化粧材、天井などの部材も残されており残存状態は悪くないといえる。

柱根継は、複数回にわたる移築時に、その都度修理されているが、接合部は伝統的工法を用いて現在でも緩むことなくつながっている。しかし、虫害が根継部分周辺に集中し、全ての柱の根元において、再度根継などの処置が必要である。

また、明治以降に増築された水屋部分より、江戸期の部材等が発見されたため、再度仮組・部材調査を行う必要があると判断した。

【R3年度】

二之丸庭園内作業小屋内において、江戸期の構造確認を目的として余芳亭の解体部材から仮組の部材選定をし、軸組及び小屋組の仮組、墨書加工痕跡の調査等を行い、当初部材の判断を行っている。

痕跡には、3種類の番付があることが確認できた。

- ①当初番付：二之丸庭園建設時のものとみられる
- ②明治25年番付：清水町移築時のもので主要な軸部の多くに「改」の文字が見られ、建物の方角を180度回転している。当初番付を削り取ってその上に書かれたものもある。
- ③昭和14年番付：都市計画道路の敷設により同庭園内移築時のもので、北側に増築された玄関と便所の番付となる。

部材調査の結果主室の柱と梁及び桁、小屋束、足固と下屋を支える北東下屋桁が軸組の当初材として残存している。その他の残存部材は、大屋根と下屋を瓦屋根にする改造や、水屋などを増築した明治期および昭和期の材料であるが、主室の桁、下屋桁は転用されてその他の小屋組材に混入していた。

また、主室の造作材については、江戸期の上段框、腰幅木や出書院腰板以外が残存し下地材の貫に関しても江戸期の力貫は全数残存している。建具は、西面腰付障子4枚引違、南面腰付障子引違、出書院障子4枚引違、下地窓障子が残存している。出書院菱格子障子4枚引違は欠失している。天井材は解体時の大ばらしによって当初材がすべて残存している。



H30年仮組調査状況



R3年仮組調査状況

(4) 文献資料調査

江戸時代における余芳の間取りを示す絵図として、「御城御庭絵図」（名古屋市蓬左文庫蔵）「尾二ノ丸御庭之図」（徳川美術館蔵）の2点が存在する。これらは尾張徳川家10代斉朝が文政年間（1818～1831）に二之丸御庭を改造した後における御庭の様子を描いた絵図である。これらには余芳の間取りだけでなく周辺の植栽や園路、石組なども詳細に描かれており、移築再建するうえで基本となる資料である。

また、尾張徳川家14代当主慶勝が幕末に撮影した「二之丸御庭の御茶屋」として伝わる古写真（徳川林政史研究所蔵）を、上記絵図の描写と比較分析した結果、同写真に写る御茶屋が余芳であることが判明した。この写真は余芳を南側から写したものと考えられ、部分的ながら屋根や柱の造りが読み取れるとともに、南側の手水や燈籠、北側の大木も写っている。

一方、余芳の創建と変遷については、藩主の側で雑務を司った御小納戸役の日記「尾州御小納戸日記（尾州御留守日記）」（徳川林政史研究所蔵）等によって調査している。これまでの調査で、文化10年～同14年（1813～1817）の間に、斉朝によって余芳とほぼ同じ場所に「玉壺亭」と呼ばれる茶席が設けられたことが判明した。玉壺亭の間取りは不明だが、二之丸御庭改造の計画図である「御城二之丸之図」（名古屋市蓬左文庫蔵）では南北に長い長方形に描かれており、余芳とは異なる間取りであったと考えられる。

現在調査が及んでいる文政4年（1821）までの「尾州御小納戸日記」では玉壺亭の名が確認できる一方、余芳の名は確認できない。したがって余芳の創建は文政4年（1821）以降、おそらく斉朝が隠居して藩主の座を退く文政10（1827）年までの間と推測されるが、この点は今後も調査が必要である。

[史料-1]「二之丸御庭の御茶屋」

所蔵：徳川林政史研究所

表題：二之丸御庭の御茶室

年代：1863～1868

形態：印画紙

法量（cm）：9×6

撮影：徳川慶勝尾張徳川家14代当主

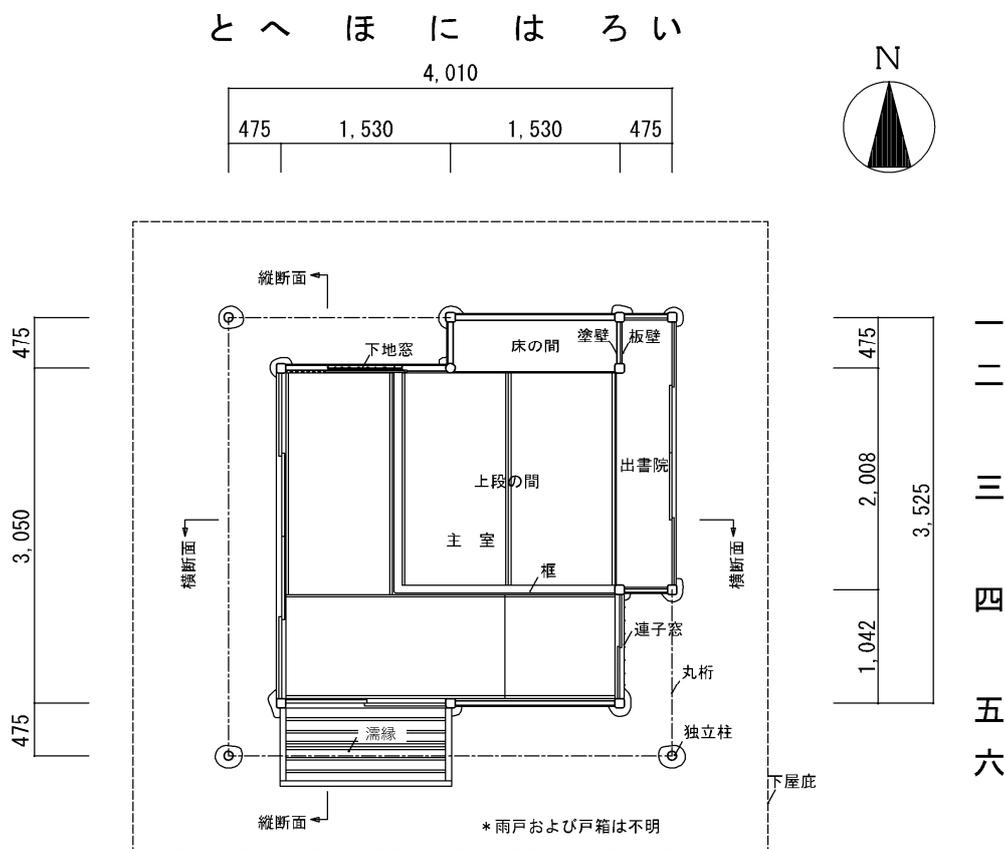
（のちに家督相続し17代当主）

文献史料

- ・「御城御庭絵図」（名古屋市蓬左文庫蔵）
文政5年（1822）に10代藩主斉朝の命で改造された二之丸庭園の様子を文政年間に描く。
- ・「尾二ノ丸御庭之図」（徳川美術館蔵）
上記と同様に文政年間に描かれ、南西部の築山を更地にするなどの改変を指示する貼紙が複数ある。
- ・写真集「尾張徳川家の幕末維新」（徳川林政史研究所編）
14代当主 徳川慶勝が自ら撮影した写真や記録した写真のうち307点を掲載している。
- ・「余芳亭」寺島初巳著 大矢郁次発行 昭和44年（1969年）8月
当時の余芳の御当主が私家版として作成。
- ・「清水池園林泉帖」大矢梅太郎著 昭和15年（1940年）1月
明治25年に東区白壁に移築された際の写真が掲載されている、私家版の写真集。
- ・「国文学者 石田元季伝」この糸会編著 風媒社出版 平成7年（1995年）
清水池園林泉帖に序文「清水池園林泉記」を寄せた石田元季のことを記した著。
- ・「茶道雑誌九月号」昭和42年9月 昭和期の余芳亭の写真及び解説を記した著。
- ・「大矢重治一代記」重治自筆の一代記 昭和48年（1973年）（名古屋博物館蔵）
大矢圭一氏によって翻訳編纂 明治6・7年の頃重治が、御茶屋を落札したという記述がある。

3. 今後の予定

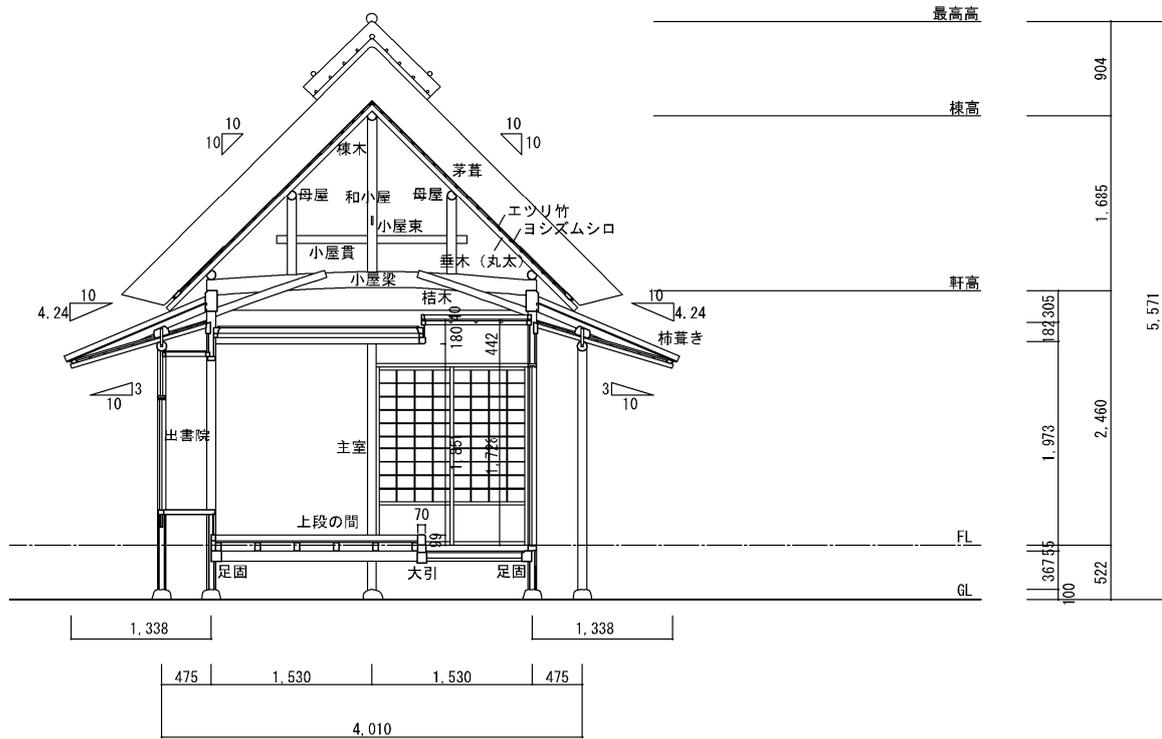
(1) 資料等分析結果からの計画図の作成 (作成中)



平面図案

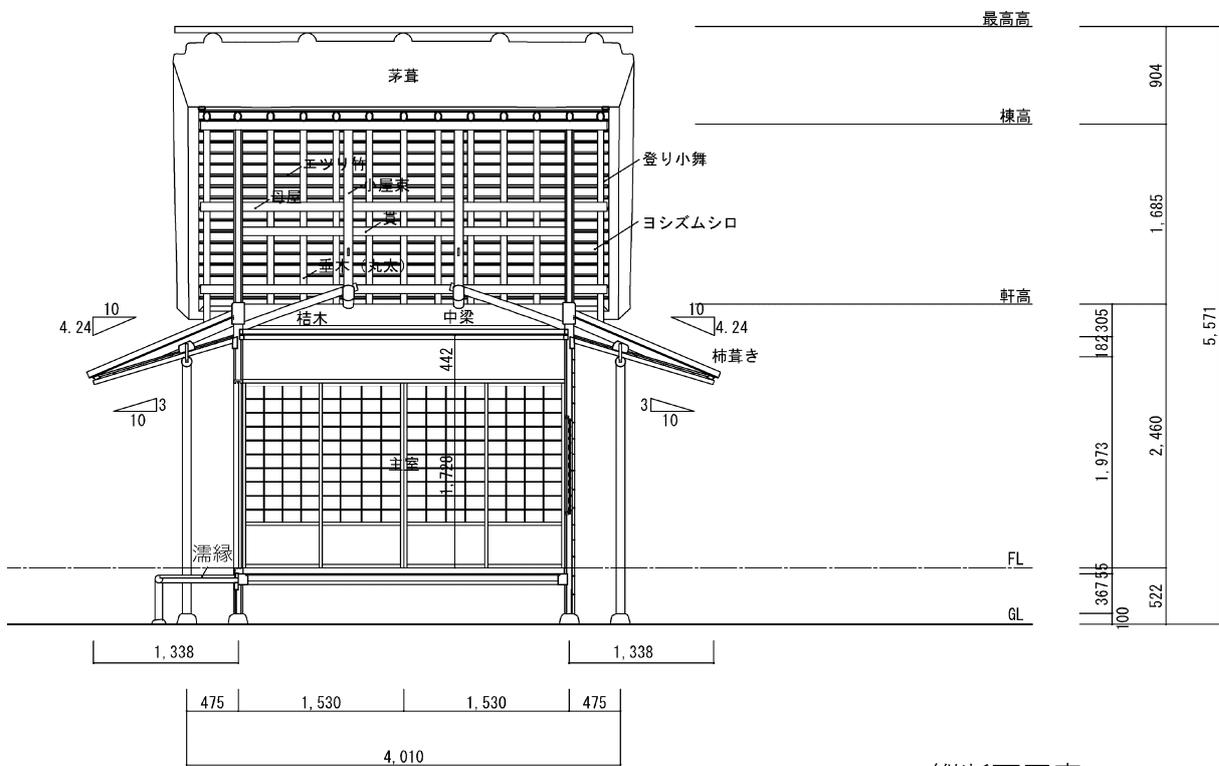
外部	屋根	壁	その他	内部	床	壁	天井	その他
南面	大屋根: 茅葺き 下屋: 柿葺き	妻面: 土壁 登り垂木、広小舞 土壁、腰幅木	濡縁 束石、差石	主室	畳	土壁	鏡	床柱: 赤松
東面	大屋根: 茅葺き 下屋: 柿葺き	土壁、腰幅木	連子窓格子 束石、差石		上段の間: 框 (復元)	菱棧障子 (復元)	ノネ板竹押え	
北面	大屋根: 茅葺き 下屋: 柿葺き	妻面: 土壁 登り垂木、広小舞 土壁、腰幅木	下地窓 力竹 束石、差石		床の間地板: 松	下地窓: 障子	壁留: 赤松	
西面	大屋根: 茅葺き 下屋: 柿葺き	土壁、腰幅木	束石、差石		出書院地板: 樺玉杵	西面: 障子戸 南面: 障子戸 出書院床の間境 塗壁、板壁	腰: 絵	

仕上表案



いろはにほへと

横断面図案



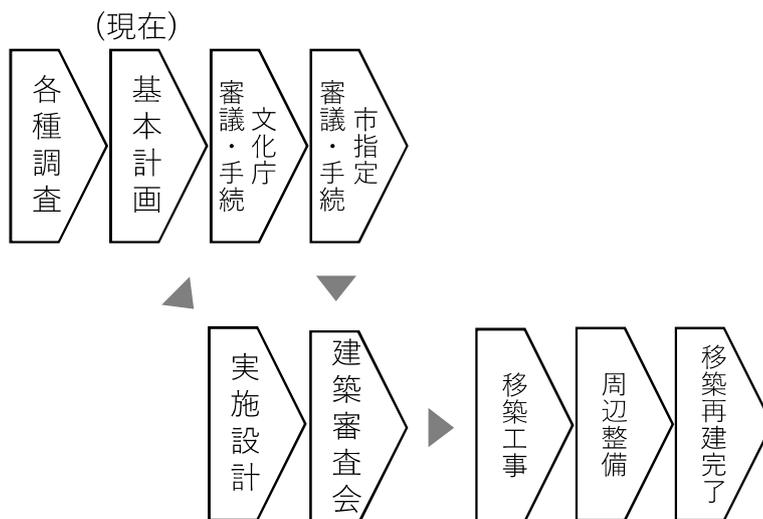
七 六 五 四 三 二 一

縦断面図案

(2) 名古屋市指定文化財の現状変更手続きに関わる諸手続きについて

余芳の復原については、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 建造物部会及び庭園部会での検討を経て、全体整備検討会議において報告した後、文化庁に申請し、所定の手続きを経て、現状変更許可を取得した後、名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例に基づき、名古屋市指定文化財の現状変更申請を行う予定。

(3) 概ねの手順



※必要な調査は適宜継続していく